

岩手県告示第666号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成29年9月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年8月29日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 大忠建設
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市神子田町4番8号
    - ウ 代表者の氏名 吉田忠
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第2865号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成29年8月28日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年8月21日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社葛巻工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市菓子1197番地22
    - ウ 代表者の氏名 葛巻厚志
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第5816号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成29年8月18日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年8月23日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 オガゼン建設
    - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字赤林第17地割37番地
    - ウ 代表者の氏名 小笠原善一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第7129号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成29年8月22日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年8月21日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社水機商事
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田中央一丁目10番12号
    - ウ 代表者の氏名 村上一徳
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第20215号
  - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成29年8月18日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5 (1) 処分をした年月日 平成29年 8月21日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 小松平工業
- イ 主たる営業所の所在地 滝沢市鶴飼細谷地43番地 3
- ウ 代表者の氏名 小松平富男
- エ 許可番号 岩手県知事許可 (般-26) 第20380号
- (3) 処分の内容 熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年 8月18日付けで熱絶縁工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第 1項第 4号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成29年 8月25日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 井上建装
- イ 主たる営業所の所在地 滝沢市大石渡1576番地 1
- ウ 代表者の氏名 井上文雄
- エ 許可番号 岩手県知事許可 (般-26) 第20637号
- (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年 8月24日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第 1項第 4号に該当する。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成29年 8月25日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 ヤシキ施工
- イ 主たる営業所の所在地 滝沢市室小路660番地 2
- ウ 代表者の氏名 八敷克己
- エ 許可番号 岩手県知事許可 (般-27) 第20642号
- (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年 8月24日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第 1項第 4号に該当する。
- 8 (1) 処分をした年月日 平成29年 8月23日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 弘伸工業株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市北夕顔瀬町 7番32号
- ウ 代表者の氏名 谷藤セツ子
- エ 許可番号 岩手県知事許可 (般-28) 第20667号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年 8月22日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第 1項第 4号に該当する。
- 9 (1) 処分をした年月日 平成29年 8月21日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社奥州小田島組
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区南大通り 1番14号

ウ 代表者の氏名 小田島英樹

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第60250号

(3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年8月10日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成29年8月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大坂鉄工所

イ 主たる営業所の所在地 二戸市米沢字上平116番地1

ウ 代表者の氏名 大坂英正

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第150055号

(3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年8月24日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。